

「県央連携都市圏域情報発信」テレビ番組制作放送業務仕様書

1 業務名

「県央連携都市圏域情報発信」テレビ番組制作放送業務

2 目的

本業務は、山口県央連携都市圏域（山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の7市町で構成）の多様な地域資源等や圏域の魅力について、山口県域の民放テレビ局において圏域の情報番組を制作し、圏域内の交流・対流促進を図るため効果的に情報発信することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務概要

(1) 業務範囲

番組の企画、画像の収集、制作及び放送に付随する業務一式

(2) 番組制作基本方針

- ① 各自治体の番組内容は、放送を通じて、山口県央連携都市圏域のイメージアップと来訪意欲の向上につながるよう、地域資源等を魅力的に映像化することにより、各自治体の地域資源及び催し物等の魅力をわかりやすく伝えるものとする。
- ② 圏域内の交流・対流促進につながる内容とすること。
- ③ 核となる標的視聴者層は、20代から50代夫婦と子供の家族とし、特にその中心を30代から40代とする。ただし、幅広い年齢層が視聴することへの配慮もおこなうこと。

(3) 番組制作

- ① 受託者は、標的視聴者層及び時節に合わせた訴求力の高い地域資源の情報を番組毎に県央連携都市圏域各自治体に提案し、各自治体との協議を行った上で番組を制作することができる。
- ② 制作過程において、県央連携都市圏域各自治体との協議を適宜行うこと。
- ③ 人を出演させる場合、原則として受託者が全ての手配をすること。市民又は町民やタレント等の出演など、出演に要する費用は本提案内容に含むものとする。
- ④ 取材場所との交渉は、原則として受託者が全ての手配をすること。入場料や使用料その他係る費用は本提案内容に含むものとする。
- ⑤ ドローン等の飛翔体による撮影の許可は、原則として受託者が全て手続きすること。
- ⑥ 制作した番組については、インターネット上での公衆送信、山口県央連携都

市圏域各自治体主催イベントなどでの上映等、2次利用のため、DVDメディアに加えデータ（形式は後日指定）などによる電子媒体等で番組放送後に本市へ提出すること。

(4) 放送回数

- ① 番組の放送回数は、期間内に本放送を10回以上とする。
- ② 放送回数の内訳は、山口県央連携都市圏域構成自治体各1回以上とし、山口市の放送回数を最多とする。

(5) 番組の放送時間

- ① 番組の放送時間は、1回あたり10分以上を基本とする。
- ② 放送時間のうち、収録または中継時間は、5分以上とする。
- ③ ①の放送時間を複数の番組にわたって確保する場合は、番組数は2つまでとする。

(6) 番組の放送時間帯

番組の放送時間帯は、9時から19時までの間で、視聴率並びに視聴者層を考慮すること。

(7) 番組の放送曜日

番組の放送曜日は、視聴率並びに視聴者層を考慮すること。

(8) 番組の放送エリア

- ① 番組の放送エリアは、山口県全域を含む地上波エリアとする。
- ② 番組は、島根県津和野町を含む島根県西部を中心とした山口県外エリアにも放送すること。ただし、放送する番組は、必ずしも山口県内エリアで放送している番組でなくてもよい。

(9) その他

効果的に県内外に発信し、多くの視聴者を引き付けるため、放送予告宣伝を3回程度、SNS等各種媒体を活用した情報発信をあわせて行うこととする。

5 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 映像データファイル（DVD含む） | 一式 |
| ② データファイルに関する製品仕様書 | 一式 |
| ③ 視聴率表 | 一式 |
| ④ その他の資料 | 一式 |
| ⑤ その他本市が必要と認めたもの | 一式 |

(2) 納品場所は、山口市総合政策部広報広聴課とする。

(3) 本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって業務が完了する。ただし、業務完了後であっても成果品に不備又は是正すべき事項が判明した場合は、受託者は速やかに必要な措置を講じるものとする。

(4) 業務委託完了時等の提出書類

令和6年3月31日までに、以下の①～④の書類を速やかに提出すること。

- ① 業務実績報告書（以下の事項を記載又は添付したもの）

1. 業務の実施期間、実施内容報告（写真等含む。）
2. 業務に要した事業費
- ② 収支精算報告書
- ③ 業務完了報告書
- ④ 引渡書
- (5) 成果品は、納入日から10営業日以内に本市が検査を行う。

6 事業の適正な実施に関する事項

(1) 準拠する法令及び規定等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の関係法令及び規定等により実施するものとする。

- ① 放送法
- ② 放送法施行令
- ③ 放送法施行規則
- ④ 電波法
- ⑤ 電波法施行令
- ⑥ 電波法施行規則
- ⑦ 本市財務規則
- ⑧ その他関係法令、規定及び作業要領等

(2) 作業計画

本業務の実施にあたり、受託者は作業を遅滞なく完了させるために必要な作業計画を立案し、次の書類を提出の上、本市の承認を得るものとする。

- ① 作業計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務責任者及び担当者届
- ④ その他本市の指示する書類

(3) 業務責任者

受託者は、本業務における技術上の管理、推進を行う業務責任者を定めるものとし、4の(1)に定める業務に関する知識及び技術に精通し、業務経験を十分に有した者を選任するものとする。

(4) 打合せ協議

- ① 本業務は、業務全般について山口県央連携都市圏域各自治体と受託者で十分な協議と調整を行い、業務の内容、工程等について相互理解を得、業務を遂行するものとする。
- ② 本業務における打合せ協議は、原則として初回、成果品納入時と本仕様書に定める時期に実施するものとする。
- ③ 本業務を円滑に遂行するため本市は、受託者に業務の進捗状況について定期的に報告を受けるほか、随時報告を求めることができる。

(5) 貸与資料

本業務において、山口県央連携都市圏域各自治体から貸与される資料等について

て、受託者は、資料等の破損、滅失及び盗難事故のないように取り扱うものとする。

(6) 著作権等

- ① 本事業により新たに発生した著作権は、本市に帰属することとし、本市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できる。
- ② 受託者は、本事業の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。
- ③ 受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合、受託者の責において解決するものとする。

(7) 肖像権等

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真や映像の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(8) 個人情報の保護

受託者は「個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）」を遵守するとともに、機密保持を目的とした情報管理の徹底に努め、情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(9) 損害賠償

本業務遂行中に受託者が本市及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を連絡し、本市の指示を受けるものとする。

なお、損害の賠償については受託者が負うものとする。

(10) 再委託の禁止

受託者は、本事業を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、効果の飛躍的な向上が認められるときは、事業の一部について、受託者があらかじめ本市の承認を得た場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(11) その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、本市と受託者が協議のうえ定めるものとする。